

食品の提供を  
ご検討の方へ

# フードバンクを 活用しませんか？

## フードバンクって何？

フードバンクとは、まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食の支援の必要な方や施設に届ける活動のことを言います。



## こんなメリットがあります

- 廃棄物の処理にかかるコストの削減ができます。
- 食品提供分は、税法上、全額損金計上できます。

## フードバンクってどこにあるの？

山形県内で活動しているフードバンクは3つあります。

（令和元年10月現在）

	主な活動
<b>NPO法人フードバンク山形</b> 米沢市中田町779-1 0238-37-3282	食品メーカーや小売店等の余剰食品等を県内社会福祉協議会を通じ、食の支援の必要な方へ無償で提供しています。
<b>一般社団法人やまがた福わたし</b> <small>（フードバンク山形中央）</small> 山形市東山形2-2-11 080-3322-0029	家庭や企業で余ったり、眠っている食品又は箱潰れなどの理由により販売できない商品などをおすそわけいただき、食の支援の必要な方へ無償で提供しています。
<b>コープフードバンク（コープ東北）</b> 宮城県富谷市ひより台2-1-8 022-779-1556	取引先の食品企業等から余剰食品の無償提供を受け、社会福祉に寄与する団体・組織等へ無償で提供しています。

---

# 提供していただける方への注意事項

---

## 1 一般的事項

- フードバンクでは、提供していただいたものを販売することはありません。全て無料で福祉施設等にお渡しします。
- フードバンクは、廃棄物処理業者ではありませんので、御提供いただく物の全てを引き取るわけではありません。
- 提供事業者様とフードバンクとの間に協定等が必要になります。
- 原則として、トラック等での引取には行きませんので、提供事業者側で指定場所へ搬送をお願いします。
- 商品の管理責任がありますので、フードバンクに引渡す際はその記録をお願いします。

## 2 商品のこと

- 提供できるものは、穀物、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、乾物、飲料、お菓子、災害非常物品等で保管・管理のしやすいものです（フードバンクにより異なります）。
- 賞味期限が明示されているもので、2ヶ月以上残っている物となります。（フードバンクにより異なります。）
- 未開封の物に限ります。
- お米の場合、2年前までの物に限ります。

問い合わせ先

### 置賜総合支庁 保健福祉環境部

〒992-0012 米沢市金池七丁目 1-50  
環境課 環境企画担当 TEL 0238-26-6102  
保健企画課 企画調整担当 TEL 0238-26-6026

食品の支援を  
希望される方へ

# フードバンクを 活用しませんか？

## フードバンクって何？

フードバンクとは、まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食の支援の必要な方や施設に届ける活動のことを言います。



## フードバンクが、食品を無料で提供いたします。

ただし、提供を受けた食品は適切に保管し、利用願います。  
食品は、利用される方が以下のフードバンクに直接ご確認のうえ、  
引き取りに行ってください。

## 山形県内で活動しているフードバンク

（令和元年10月現在）

	主な活動
<b>NPO法人フードバンク山形</b> 米沢市中田町779-1 0238-37-3282	食品メーカーや小売店等の余剰食品等を県内社会福祉協議会を通じ、食の支援の必要な方へ無償で提供しています。
<b>一般社団法人やまがた福わたし</b> <small>（フードバンク山形中央）</small> 山形市東山形 2-2-11 080-3322-0029	家庭や企業で余ったり、眠っている食品又は箱潰れなどの理由により販売できない商品などをおすそわけいただき、食の支援の必要な方へ無償で提供しています。
<b>コープフードバンク（コープ東北）</b> 宮城県富谷市ひより台2-1-8 022-779-1556	取引先の食品企業等から余剰食品の無償提供を受け、社会福祉に寄与する団体・組織等へ無償で提供しています。

---

# 利用される方への注意事項

---

## 1 一般的事項

- フードバンクでは、提供するものを販売することはありません。全て無料でお渡ししますが、一度引き取った後は、利用者側での管理をお願いします。
- フードバンクでは、ほしい商品、ほしい量があるとは限りません。
- フードバンクと、利用者様との間に協定等が必要になります。
- 原則として配達しませんので、利用者側でフードバンクの指定場所から引取をお願いします。
- 万一、事故等が起こった場合には、すぐにフードバンクに御報告ください。
- 商品の管理責任がありますので、フードバンクから引き取った際にはその記録をお願いします。

## 2 商品のこと

- 提供するのには、穀物、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、乾物、飲料、お菓子、災害非常物品等で保管・管理のしやすいものになります（フードバンクにより異なります）。

### (参考)

- フードバンクで引き取っている食品について
  - ・賞味期限が明示されているものは、1～2ヶ月以上残っている物（フードバンクにより異なります。）
  - ・未開封の物
  - ・お米の場合、2年前までの物

問い合わせ先

### 置賜総合支庁 保健福祉環境部

〒992-0012 米沢市金池七丁目 1-50  
環境課 環境企画担当 TEL 0238-26-6102  
保健企画課 企画調整担当 TEL 0238-26-6026